

15 年少者(満 18 歳未満の者)に関する特別規制

【参考】 未成年者・年少者・児童の区分

- ① 未成年者・・・ 18 歳未満(改正民法第4条による) ② 年少者・・・ 18 歳未満
③ 児 童・・・ 15 歳に達する日以後の最初の3月 31 日が終了するまで

(1) 最低年齢 (労働基準法第 56 条)

原則として、満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの児童は、労働者として使用してはなりません。
(特定の業務について、労働基準監督署長の許可を受けたときを除く。)

(2) 時間外労働・休日労働の禁止 (労働基準法第 60 条)

原則として、年少者の時間外・休日労働は禁止されています。

【例外】

- 満 15 歳以上の者(満 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間を除く)

かつ

- ① 1 週間の法定労働時間の範囲内で、1 週間のうち 1 日の労働時間を 4 時間以内に短縮した場合に、他の日を 10 時間まで延長すること
② 1 週間について 48 時間、1 日について 8 時間を超えない範囲であれば、1 か月単位の変形労働時間制及び 1 年単位の変形労働時間制の例によって労働させること

(3) 深夜業の禁止 (労働基準法第 61 条)

原則として、年少者の深夜労働(午後 10 時から午前 5 時までの間)は禁止されています。

【例外】

- ① 交替制によって使用する満 16 歳以上の男性 (同条第1項)
② 農林水産業、保健衛生業、電話交換業務の従事者 (同条第4項) など

(4) 年少者に就業させてはならない業務 (労働基準法第 62 条)

年少者は、肉体的、精神的に未成熟であることから、次の安全上有害な業務、衛生上有害な業務、福祉上有害な業務に就業させることが禁止されています。

① 重量物を取り扱う業務

年 齢 及 び 性 別		重 量(単位 キログラム)	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満 16 歳 未 満	女	12 以上	8 以上
	男	15 以上	10 以上
満 16 歳 以 上 満 18 歳 未 満	女	25 以上	15 以上
	男	30 以上	20 以上

② 安全上有害な業務

ボイラー（小型ボイラーを除く）の取扱い・溶接の業務
クレーン・デリック又は揚貨装置の運転の業務及び玉掛けの業務（補助作業者を除く）
緩燃性でないフィルムの上映操作の業務
人・荷物共用若しくは荷物用のエレベーター（最大積載荷重 2 トン以上）又は高さが 15m 以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務
動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は貨物自動車（最大積載量 2 トン以上）の運転の業務
動力により駆動される巻上げ機（電気・エアホイストを除く）、運搬機又は索道の運転の業務
充電電路（直流 750V 超・交流 300V 超）又はその支持物の点検・修理又は操作の業務
運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除・給油・検査・修理又はベルトの掛換えの業務
液体燃焼機（最大毎時 400 リットル以上の消費量）の点火の業務
動力により駆動される土木建築用機械・船舶荷扱用機械の運転の業務
ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務
丸のこ盤（直径＝250 mm 以上）・帯のこ盤（のこ車直径＝750 mm 以上）（労働者が危害を受けるおそれのないものを除く）に木材を送給する業務
動力により駆動されるプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務及び厚さ 8 mm 以上の鋼板加工の業務
操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
軌道内であって、ずい道内の場所、見通し距離が 400m 以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務
蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いる金属加工の業務
手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
岩石又は鉱物の破砕機又は粉碎機に材料を送給する業務
土砂崩壊のおそれのある場所又は深さ 5 m 以上の地穴における業務
墜落により危害を受けるおそれのある場所（高さ 5 m 以上）における業務
足場の組立・解体又は変更（地上又は床上での補助作業を除く）の業務
立木（胸高直径 350 mm 以上）の伐採の業務
機械集材装置、運材索道等を用いて木材の搬出の業務
火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの
危険物（安衛令別表第 1 に掲げる爆発物等）を製造し、又は取り扱う業務で爆発・発火又は引火のおそれのあるもの

③ 衛生上有害な業務

水銀・砒素 ^{ひそ} ・黄りん ^{ふっか} ・弗化水素酸・塩酸・硝酸・シアン化水素・水酸化ナトリウム・水酸化カリウム・石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
鉛・水銀・クロム・砒素・黄りん・弗素・塩素・シアン化水素・アニリンその他これらに準ずる有害物のガス・蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
土石・獣毛のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
異常気圧下における業務
さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いる業務
強烈な騒音を発する場所における業務
病原体によって著しく汚染のおそれのある業務

④ 福祉上有害な業務

焼却、清掃又はと殺の業務
刑事施設又は精神科病院における業務
酒席に侍する業務
特殊の遊興的接客業における業務

(5) 「年齢証明書」の備付け(労働基準法第 57 条)

年齢を証明する「戸籍証明書」等を事業場に備え付けなければなりません。
「住民票記載事項の証明書」でも差し支えありません。

(6) 労働契約は未成年者でも本人と結ぶこと (労働基準法第 58 条)

労働契約は、たとえ未成年であっても本人自身と結ばなければなりません。
未成年者が契約した労働契約が本人にとって不利であると、親権者若しくは後見人、又は労働基準監督署長が認めた場合は、この契約を将来に向かって解除することができます。

(7) 独立して賃金を請求できること (労働基準法第 59 条)

親権者等でも、未成年者に代わって、賃金を受け取ることはできません。